

旅券・国籍・公定アイデンティティ —蘭印における台湾籍民の国籍証明をめぐる—

吉 田 信

はじめに

本稿は、オランダ領東インド（以下、蘭印）における台湾籍民の国籍証明の問題を日本、台湾及びオランダの外交史料から検討するものである。ここで対象とする台湾籍民とは、1895年の下関条約による台湾の植民地化の結果として、「台湾住民であることで日本国籍を有することになり、主に「対岸の福建省や東南アジアなどに滞在し、居住する台湾出身者」とされる〔栗原 2000：451〕¹⁾。先行研究が指摘するように、「植民地住民に本国の国籍を付与するか否かという問題は、植民地統治の根幹に関わる問題であり、植民地政策上の重大な課題」であった〔栗原 2000：451〕。それゆえ、自国の統治下にある植民地住民の自国外での国籍証明は、植民地に対する主権の諸外国による承認という意義を間接的に有していた。

国籍とは国家と個人との法的な紐帯である。統治下におく住民を国家へ一元的に帰属させるための立法措置こそ、国籍法の制定と施行であった。しかしながら、台湾の住民の国籍確定は、国籍法の制定、旅券や戸籍制度の構築といった近代国家の「統治技法」に対する日本政府の経験が未熟だったことに加え、対岸の福建省や広東省との間に継続的に生じていた住民の頻繁な往来を管理する困難に面したこともあり、確定までに相応の期間を要した。台湾統治初期に日本が直面したこれらの問題については、すでに多くの先行研究が明らかにしているとおりである〔巫 2018；遠藤 2010；小熊 1998；佐藤 2012；栗原 2000；2002；2004；中村 1980；梁 1993〕。とりわけ、日本と清との不平等条約の結果生じた中国での治外法権を享受する意図のもと、日本国籍の不正取得を通じて台湾籍民の法的地位を得た「偽装籍民」（仮冒者）の問題は、国民国家から構成される近代の国家間体系に日本も参入しつつある転換期に、個人の排他的な帰属を確定しようとする近代的統治の論理（司法的同一性）から逸脱する行為でもあった〔星名 2016〕。

本稿では、植民地統治下の台湾から蘭印へという帝国間の人の移動を背景に、蘭印において

生じた台湾籍民の国籍証明の問題、とりわけ国籍を証明するための公的証明書としての旅券をめぐる日本と蘭印政庁との交渉を検討していく。台湾での旅券制度は、1897年1月に公布された台湾総督府府令第2号「外国行旅行券規則」を嚆矢とする。府令第2号は、1878年の「外務省令第1号」に準拠しており、この外務省令第1号はそれまで用いていた「海外行免状」を「海外旅券」に改称することを冒頭に記すとともに、その前文で「旅券ハ日本國民タルヲ證明スルノ具ニシテ海外各國ニアリテ要用少ナカラサルヲ以テ外務省ヨリ之ヲ發行ス」と述べていた〔警視庁 1893：122〕。

台湾のみならず、内地においても国籍法が制定前の段階において、旅券規則の公布は日本政府にとって台湾人の日本国籍を証明する政策的手段であった。日蘭台に残された史料を確認する限りでは、日本と蘭印政庁との間で台湾籍民の国籍証明が外交案件として扱われる時期は、1900年前後から約10年間であり、その後も散発的な交渉はみられるものの、おおむね第1次世界大戦を境に収束に向かう傾向がみて取れる。これは、後藤乾一が戦前期日本と蘭印との関係を論じた論稿において提示した4つの時期の第1期(19世紀末～1910年)にほぼ相当する²⁾。

蘭印の台湾籍民については、経済史の領域において論じられることが多い〔籠谷 2010；工藤 2005；ポスト 1993；Post 1995；Claver 2014〕。また、台湾籍民のみならず、蘭印における日本人を対象とした研究には一定の蓄積がある³⁾。これらの研究は、蘭印の台湾籍民について日本人あるいは華人の商業活動との関連において間接的に言及したものであるか、いわゆる「南進」に関連した研究が大半であり、対象とする時期も先述の第1期の後が中心となっている。他方、経済史以外の研究では、蘭印の華人史あるいは華人の法的地位の変遷を検討した研究のなかで台湾籍民に関する言及がみられるものの、史料上の制約(日本語文献・史料)もあり台湾籍民の国籍証明の問題については十分論じられているとは言い難い〔Lohanda 2002：101；Tjiok-Liem 2009：260-275〕。日本が台湾統治に着手した段階において発生した蘭印での台湾籍民の国籍証明をめぐる日蘭双方の対応については、検討の残された研究領域と言える。

蘭印における日本人の法的地位

蘭印における台湾籍民の問題は、対岸の清国領で発生した籍民の問題と比べると、社会的にも法的にも異なる条件のもとに生じたものである。大陸での台湾籍民の問題は、本来政治的帰属及び民族的・文化的属性を同一にしていた住民(清国の漢民族、多くは福建や広東を出自とする)が、日本による台湾領有の結果、その政治的帰属を異にしたことに加え、新たに日本臣民として大陸部における治外法権を享受するという状況下に生じた。これに対して、蘭印では圧倒的多数の土着住民(当時「原住民」と呼ばれていた)の存在を基盤に、統治する側のオランダ人に加え、長い移民の歴史を背景に現地化していた華人が存在する多元的状况にあった。

このような状況を背景に、華人及び日本人が蘭印においてどのような法的地位を付与されていたのか、その概要を整理しよう。

オランダ政府は、1854年に蘭印統治のための全般的な規則を定めたいわゆる「統治法」を制定した⁴⁾。統治法の第109条は蘭印に居住する住民の法的地位に関するものであり、ここでは、住民が「ヨーロッパ人」と「原住民」(Inlander)とに区分されていた。ヨーロッパ人とは、オランダ人をはじめ蘭印に居住していた他のヨーロッパ地域を出自とする住民であり、「原住民」とは蘭印の人口の圧倒的多数を占める「土着の住民」(inheemsche bevolking)を指していた。「ヨーロッパ人」は公法及び私法の領域でオランダ法の適用を受ける一方、「原住民」は独自の慣習法にしたがうこととされた。住民区分に応じて権利義務は差異化されており、司法制度、税、移動及び居住の自由、不動産所有など、どの住民集団に属すかによって享受する権利や課される義務が異なったのである。両者を分ける基準として暗黙のうちに想定されていた基準は、人種(rascriterium)であった⁵⁾。

このような法的基盤のもと、日本人は「原住民」と同等視される「外来東洋人」(Vreemde Oosterlingen)という範疇に分類されていた。「外来東洋人」には、アジア系住民の大半が含まれており、主な構成集団は華人であった。蘭印での日本人の状況については、在シンガポール2等領事藤田敏郎が1897年1月、外務次官小村寿太郎に宛てて「和蘭植民地ニ居留スル本邦人ハ欧州人ト同一ノ待遇ヲ受クルヲ得ス支那人印度人等ト共ニ冷遇ヲ極メラレ商業上社交上非常ナル不幸ノ境遇ニ有之…」と報告している⁶⁾。藤田は、この3ヶ月後に蘭印での実地調査を行い、さらに詳細な報告を送っている。

日本人ハ從來爪哇其他蘭領諸島ニ於テ支那人ト見做サレ蘭文ノ傍ラニ茲有華人云々ト印刷セル旅行券ヲ付與サレ支那人ノ居住地ニ止宿又ハ居留シ支那人ト同一ノ税金ヲ徴収サレ願伺届書等ハ支那居留民総代カピタン（大尉又ハ少尉ト稱ス）マヨールノ手ヲ經由セサル可ラサル等一々支那人同等換言スレハ支那人総代ノ配下ニ措カレシモノナリ…⁷⁾

藤田領事は、同報告において、スラバヤ滞在中に日本人がオランダの官憲によって華人として扱われた状況を詳しく説明している。

スーラバイヤ滞在中新嘉坡三井物産會社支店員及東京精製糖會社員ノ二日本人来港シ蘭人ノ營メルホテルニ止宿シ翌朝法ニ從ヒ地方官ニ到着ノ届ヲナセシニ兩人携帶ノ免状ハバタビヤ市ニテ受領セシモノニテ所謂支那人ニ交付スヘキモノナリシカバ官吏兩人ヲシテ支那総代役場ニ行カシメ総代ハ兩人ニ告クルニ蘭人ノ住スル地区即チ同ホテルニ止宿スベカラズ必ス支那人ノ居留地ニ移居スベシト命シ且ツ其役所ニ在留ノ届書ヲ出スベシト申渡セシ

カバ両人大ニ驚キ百万其非ヲ鳴ラシ両人ハ支那人ニ非サレバ支那人トシテ取扱ハルル筈ナク飽迄モ日本人トシテ待遇サルヘキモノナリト弁解スレ共言語意ノ如ク通セス空シク数時間ヲ費ヤシタル… (下線原文)

蘭印の華人は長期にわたる移民を経て定住を重ね、小売業を主体としつつ徴税を請け負うなど商業活動において重要な役割を果たしてきた一方、その経済活動には制約が課せられていた。華人は特定の地区に居住が制限され、居住地区外への移動に際しては、地方当局もしくはその業務を華人居住地区において代行する権限を付与されたカピタンもしくはマヨールと呼ばれる華人「総代」から発行される通行許可証が必要とされた。これは「通行許可証及び居住地区制度」(het passen- en wijkenstelsel) と呼ばれた。華人は、例えジャワ島内であっても、移動のためのパスを携帯することが義務づけられた⁸⁾。華人の多くが行商により生計を立てていたこともあり、移動の自由への制限は彼等の経済活動にとって障壁をなしていた。

蘭印を視察した藤田領事は小村外務次官に対して「小官ハ本邦人ハ総テ最恵国臣民ト同一ノ待遇ヲ受クヘキモノ」と報告していた。「外来東洋人」として華人と同等視されていた日本人の法的地位は、1896年に日本政府とオランダ政府との間で締結された日蘭通商航海条約に伴いその地位に変更が生じるかが焦点となっていた⁹⁾。この条約では、日蘭両政府が互いに最恵国待遇を認めていたものの、条約の第17条は「法律ノ許ス限り和蘭國皇帝陛下ノ總テノ殖民地並ニ其ノ海外領地ニモ適用セラルヘキモノ」と留保を付しており¹⁰⁾、最恵国待遇が蘭印に適用されるかは明らかではなかった。事実、藤田領事も、第17条に「法律ノ許ス限り」ノ文字アル以上ハ本邦人ノ待遇法ヲ更ムルコトハ能ハズトノ意見ヲ懐クモノ甚ダ多キカ如シ」と蘭印社会での受け止め方を報告している。

1899年7月17日の条約発効を控え、日本政府もオランダ政府とこの点について協議を重ねていた¹¹⁾。蘭印への最恵国待遇の適用は、日本人を蘭印においてオランダ人同様に遇すること、すなわち「ヨーロッパ人」と同等の権利を日本人に付与することを意味していた。さらに、日本人を「ヨーロッパ人」にするためには、統治法第109条の改正が避けられなかった。

オランダ本国の議会は、日蘭通商航海条約の発効を目前にした5月18日、統治法第109条を改正する法律を制定した。通称「日本人法」として知られる法律である。この法律によって、蘭印での日本人の法的地位は、「外来東洋人」から「ヨーロッパ人」へと移行した。改正にともない、法律上は蘭印での日本人に対する華人と同等の扱いに終止符が打たれたはずだった。しかし、現実には蘭印当局によって、日本人を華人とみなす誤認は続いた。蘭印政庁は1903年、関係機関に対して日本人を「ヨーロッパ人」として扱うことを通達したにも関わらず、日本人とりわけ台湾籍民を華人から区別することは、外見上も人種的特徴のうえでも難しいと現場の官吏は感じていた。これに加えて、日本人の法的地位の変更にもなう別の問題も生じた。そ

れこそが、蘭印の台湾籍民の国籍証明問題であった。

「日本人法」の余波と帰化による日本国籍要求

日本人と「ヨーロッパ人」との同等視が、蘭印の華人に対して影響を及ぼすであろうことは、「日本人法」法案審議の時点で予想されていた。法案を検討した議会の委員会報告書は、「法案の可決が他の外来東洋人、とりわけ華人のヨーロッパ人との同等視に帰結することは否定できない」ことを明確に指摘していた [Handelingen Tweede Kamer 1898-1899: 67.1]。

不平等条約の撤廃を日本がオランダ政府に要求した際、日本政府は自国の文明化をオランダ政府に度々伝え、オランダ政府も日本の西政法体系の継受を文明化の証しとして受け入れていた。しかし、法案が審議されている時点で蘭印に移民していた日本人は、女性が多くを占め、売春に従事するか、家事労働に従事する者が大半であった。藤田領事の報告書にも蘭印に居住する「本邦人ノ多クハ醜業ヲナスモノ」と述べられており¹²⁾、蘭印での日本人の社会的評判は必ずしも好ましいものではなかった。これは、オランダ本国の政治家の耳にするところでもあった。統治法 109 条の改正審議の場でも蘭印に居住する日本人の職業や教育程度を考慮すると、彼らが「ヨーロッパ人」と同等とみなすに足る程度「文明化」しているのかを問う声があがっていた。加えて、日本が統治下においた台湾の住民を日本人とみなす政府の解釈にも疑問が呈されていた。

日本には、今では台湾が属しており、その結果として、これらの台湾人もまた日本人同様、同等視に関する同じ法律にしたがうこととなる。大臣は東洋に関する豊かな知識と経験をもち、私よりも台湾人をよく評価することができる。そこで、尋ねたいのだが、あなたの知見によれば台湾人はその文明と進歩 (beschaving en ontwikkeling) に関して、ヨーロッパ人とすでに同等であると確信しているのだろうか [Handelingen Tweede Kamer 1898-1899: 796-797]。

大臣もまた台湾人を日本帝国の直接の臣民とみなしている。したがって、大臣が議会に対して提案していることの意味は、取るに足りないものではない。数十万の台湾人、彼らは山から下りてきた教養のない野蛮な人種 (ongecultiveerde en woeste rassen) に属しているのだが、政府の見解ではヨーロッパ人と同等とせねばならないらしい。〔中略〕台湾人は日本人に含まれるのだろうか [Handelingen Tweede Kamer 1898-1899: 814] (下線原文)。

オランダ政府によると、日本が西欧法に基づく司法制度を整備し、内地雑居に対応できる環境を整えたことは、オランダ人が日本国内でオランダ本国と同様の法的保護を受けることを意味していた。台湾にも内地と同じ法律が施行されているという日本政府の説明にしたがうならば、それは台湾の住民にも内地の西欧的司法が適用されていることを意味しており、それゆえ蘭印においても台湾人は「ヨーロッパ人」と同等視されるという見解を政府は採用していた。

しかし、法改正がなされて数年を経てもなお、日本人、とりわけ台湾人が蘭印で「ヨーロッパ人」とみなされるにふさわしい存在であるかは繰り返し問われていた。1906年5月12日付の「新ロッテルダム新聞 (Nieuwe Rotterdamsche Courant)」は、「原住民」と「原住民キリスト教徒」の現状を伝える長文の記事で蘭印の台湾人について言及している。

日本それ自身さえ西洋的司法に見合っているとはいえないのに、文明化されていない (onbeschaafde) 台湾人は、日本の臣民として東インドで改正された法律にしたがひ、ヨーロッパ人とみなされるのである

日本人法の制定と軌を一にして、蘭印では華人の法的地位向上を目指す動きが活発化する。1900年の中華会館設立や儒教復興運動に加え、大陸中国からのナショナリズムの伝播は蘭印華人の法的地位改善要求へと展開していった [Lohanda 2002: 77-124]。だが、蘭印に居住する華人のすべてがこうした動きに同調していたわけではなかった。蘭印政庁に対して法的地位の改善を要求する代わりに、ある者は帰化により、あるいは日本の旅券を取得することによって日本臣民になることを試みた。外交史料館に残された帰化を求める請願からは、その理由をうかがい知ることができる。

スマラン在住の印刷会社を経営する陳秀林 (Tan Sioe Liem) という華人商人は、1905年10月9日付請願書を外務省に送り、日本政府に対して帰化を求めている。陳が帰化を望む理由は次のようなものだった。

(日本臣民になる—引用者) こと理由は以下の通りです。商売のため、私はとても多くの旅をする必要があります。私が展開しようとしている輸入および仲買業のためには、日本、中国、ヨーロッパ、その他の国々を訪問せねばなりません。華人として、パスの発給なしには、領内でさえ旅行することが許されないというオランダの法律にしたがう状態です。これでは、旅行をすることは極めて困難です。署名入り (交付官庁による—引用者) のそうしたパスを取得するには、多くの時を要し、多大な困難をとまいません、なぜなら蘭印の華人はそこでは原住民として扱われているからです。

日本人であることは「ヨーロッパ人」と同等であり、何らの障害も置かれていないこと

を意味しています。「ヨーロッパ人」は許可なく自由に旅行でき、どこに行くのも阻まれていません。（原文は英文）

1906年2月7日付の外務省の返信からは、陳に対して請願を受理しない旨の回答がなされたようである¹³⁾。外交史料館には同年1月28日付でパレンバン在住の清国人柯栄慶から宮内省に送られた請願も保存されているが、同様に帰化は許可されていない¹⁴⁾。

バタフィアの染谷領事の報告によると「支那人ノ待遇如スナルヲ以テ其有力ナルモノハ現在ノ苦境ヨリ脱出センガタメ百万腐心シ往々日本臣民ニ帰化センコトヲ企図スルモノアリシモ我が国籍法ノ規定嚴重ニシテ容易ニ帰化スルヲ得ザルコトヲ知ルヤ多少本邦人ニ対シテ悪感ヲ抱クモノアルニ至リ」とあり、帰化による日本国籍の取得が困難であることを言及している¹⁵⁾。

国籍・旅券・偽装籍民

帰化の他に蘭印の華人が日本国籍を取得できる手段が存在していた。それが、日本の戸籍に登録されることである。日本の国籍は戸籍を基に確認されるため、台湾の戸籍（戸口）に登録されたなら旅券の申請が可能となった。台湾に施行された退去令の期限である1897年5月8日以降、総督府は1899年の国籍法制定を契機として、住民の戸籍編入を進めていく。だが、戸口制度が確立するまでには数年の年月を要した〔栗原2004〕。

1904年11月11日、スラカルタの理事官（de Vogel）から総督宛に報告が送られた¹⁶⁾。理事官は、Kwik Hong Biau（郭洪森）と称する「スラバヤ随一の富裕な華人商人」について報告していた¹⁷⁾。郭洪森は、1903年8月アヘン隠匿による罪に問われ一ヶ月の重労働の刑を受けるおそれがあったため、重労働に耐えられる年齢でないことや自らの学歴等を理由とした刑の減免を求める嘆願書を送ったが、総督により却下され、最終的に禁固刑に課せられた。理事官によると、この出来事は、スラバヤの華人社会に相当の衝撃を与えたと報告されている。

ここでの刑期を終えた直後、彼は1903年9月20日に悪評高い蒸気船でシンガポールに向けて発った¹⁸⁾。Giang Bieという蒸気船は、アヘン専売制度のもとで、密輸船として知られていたのである。シンガポールから彼は台湾へ向かい、そこで土地を購入、日本政府に対して台湾での土地所有を根拠に日本人への帰化を申請し、申請は政府により認められた。そのことは、確認後返却する予定で郭の提出した書類にある通りである。明らかに彼はこれまでよりも移動の自由を享受するために、このことをおこなったことに疑いはない。なぜなら今や彼は帰化した日本人としてヨーロッパ人と同等視され、その法的地位において華人としてよりも一層有利になるからである。彼はその移動の自由をアヘンの違法な貿易

のために濫用することは確実である。この土地で刑に処せられ、数カ月後には帰化した日本人としてまったく異なる法的地位の状態での地に戻ってきてヨーロッパ人と同等視されるという。このようなやり方で、今やわれわれの法制度に苦い嘲笑があびせられているのではないだろうか。そうであるなら、日本政府において講じられているこの措置（帰化-引用者）を終えることはできないだろうか。日本は、もちろん他のあらゆる国民を自国民として受け入れる完全な自由があるが、それは他国民のくずのような者の獲得ということではないだろう

理事官の報告は、現地の有力な華商である郭洪森の公判が華人社会に影響を与えたのみならず、釈放後の日本旅券取得及びそれによる「ヨーロッパ人」との同等視も現地華人社会から衝撃をもって受け止められたことも伝えている。台北庁の海外旅券下付表からは、郭洪森に対する旅券発給の記録を確認できるが、交付に至る手続きについては詳らかではない（図1）。理事官の報告でも台湾での旅券取得に関する詳細並びに蘭印帰還後に郭洪森がどのように台湾籍民（日本人）とみなされたかについては言及していないものの、郭洪森の取得した日本旅券が蘭印で日本国籍の証明として受理されたことを示している。

蘭印の華人は、台湾でどのように日本旅券を取得し、蘭印に帰還後、どのような手続きを経て日本人とみなされたのだろうか。ここでは、1907年10月15日に日本の旅券を携帯してスマランに上陸した15名の「いわゆる中華系日本人」(zogenaamde Chineesche Japanners)に関する報告から検討しよう。この報告の発端は、彼等の上陸を報じた新聞記事を目にした蘭印総督からスマランの理事官 (de Vogel-前述の理事官と同一人物) に対して調査が命じられたことにある。理事官から蘭印総督府に送られた報告は、1907年11月9日、同月18日、22日、12月4日の計4回に及んだ。

11月9日付第1回目の報告では、上陸した15名のうち2名が台湾出身の「帰化した日本人」(genaturaliseerde Japanners)であることが記され、その旅券にはオランダ領事の査証を受けていることか

図1

旅券番号	氏名	族称	身分	本籍地	現住所	年齢	旅行目的	旅行目的地
八〇七八五	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七八六	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七八七	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七八八	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七八九	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九〇	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九一	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九二	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九三	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九四	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九五	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九六	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九七	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九八	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇七九九	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇
八〇八〇〇	郭洪森		戸主	台北大稻埕太平街三十八番戸	台北大稻埕太平街三十八番戸	五十八	商用	厦門、香港、新嘉坡、爪哇

郭洪森の旅券下付記録。向かって左から2人目。下付表の項目は上から、旅券番号(八〇七八五)、氏名、族称(空欄)、身分(戸主)、本籍地(台北大稻埕太平街三十八番戸)、現住所(本籍に同じ)、年齢(五十八)、旅行目的(商用)、旅行地名(厦門、香港、新嘉坡、爪哇)、下付月日(三月十六日)、備考(空欄)『海外旅券下付表:明治37年1-3月(旅35)』

ら、東インド官報第38号に基づき「ヨーロッパ人」に対して発行される入国許可証 (toelatingskaart) が交付されている。他の者については、既にスマランを発ち居住地 (パラカン: Parakan) へ向かったこともあり、その地区の担当者に情報収集を依頼したことが報告されている¹⁹⁾。

この調査の任にあたった副理事官 (Doeve) によって11月15日に実施された Sie Oen Soei (薛允瑞) に対する事情聴取も報告には添付されている²⁰⁾。

1. 氏名、年齢、職業、居住地は？

私は本当は Sie Oen Soei といいます。日本人は漢字で書かれた名前を Soe Ing Soei と読んでいます。46歳、台湾生まれで、たばこ商をしていて、現在はパラカンに住んでいます。同じ名前の地区で、トゥマンゲン (Temanggoeng) 区、ケドゥ (Kedoe) 理事州です。

2. パラカンには長く住んでいるのか？

はい。もう30年以上になります。

3. パラカンにはどうして来ることになったのか？

15か16歳のときに父とともに台湾から来ました。父は Si Gé, または Sie Kie といい、台湾生まれで、当時はパラカンに住んでいましたが、生まれた島に戻って家と土地を持ち商売をしていました。父とパラカンにいたのはだいたい10年くらいでしょうか。父は台湾、Tai Pik (台北) に戻り、その後そこで亡くなりました。私はパラカンにとどまって、父の財産を継いで兄弟とともにその商売も引き継ぎました。台湾へは不定期に状況を確認するため出かけます。どれくらい滞在するかは、その都度違っていました。3年続けて滞在したこともあります。前回台湾を訪ねたのは1906年の5月か6月で、ジャワに戻るまで滞在していました。1907年10月15日にまたスマランに戻ってきて、その時は私と共に戻ってきたのは、妻の Tjan Tiak Nio, 4人の子供 (男が3人で女が1人)、成人に達している3人の息子たち、Soe Soei Kin, 正しくは Soe Koei Ring, その妻の So Pek Giok, Soe Kay Tay 未婚, Soe Chauw Sai とその妻 Ho Kim Tioe です。さらに女たちがいて、Go Jo, 正しくは Ngo Toh, 妾の Go Soei, 正しくは Ngo Koei, そして妻の召使いです。

4. 3人の年長の息子たちはどこで生まれたのか？

最年長の Soe Soei Kin, 正しくは Soe Koei Ring は台湾で生まれていて、次男はスマランで生まれています。幼少期に彼らは私と共にパラカンにきました。私が台湾に行くときはたいがい女子供を連れていきます。3人が成長するにつれて彼らをシンガポールで勉強

させました。息子たちはそこで8年から9年ほど英国系華人学校にいました。妻は台湾で生まれています。

5. 3人の息子たちも台湾に財産を所有しているのか？

いえ、まだ彼らには譲っていません。

6. 10月にスマランに戻ったとき、ヨーロッパ人向けの入国許可証を申請したか？

はい、そうしています。台湾に先日いたとき、日本政府に対して開拓用の土地を申請しました。パラカンに戻る際、日本の当局から尋ねられたのは、私がどこの国民であるかでした。私は台湾出身なのですが、長い間蘭印のパラカンに住んでいますし、永住許可も得ています。それについて、台湾では日本臣民だけが政府によって与えられた土地を開墾できると言われました。もし私が蘭印で日本の臣民としての権利を適用したくないのであれば、土地は再び政府に戻り、別の者に与えられるということでした。すでに多額の投資を土地にはしています。そこで私は永住申請を提出して家族とともに旅券を携え蘭印に戻るといふ日本政府の要望を満たすことにしました。日本人になり、「ヨーロッパ人」と同等視されるため必要な書類を得るために台湾に渡ったということは、強く否定します。

薛允瑞の証言からは、彼とその一行が台湾に渡航した後、日本臣民となり旅券取得後に再び蘭印に戻る動機と過程が述べられている。日本の植民地となる前に台湾から蘭印に渡航し、生活の拠点が実質的に蘭印にありながらも、台湾と蘭印を往来する状況からは、政治権力によりコントロールされる以前の台湾と蘭印間における人の移動の一端を垣間見ることができる。

郭洪森及び薛允瑞に関する報告からは、両者ともに台湾での土地（不動産）取得を前提に日本旅券を取得していること、蘭印に帰還後、上陸に際して、ヨーロッパ人向け入国許可証を申請し交付されたことがわかる²¹⁾。この当時、蘭印に施行されていた入国許可及び居住に関する規則は1872年に制定されており、ヨーロッパ人向け（東インド官報第38号）と外来東洋人向け（東インド官報第40号）とに分かれていた。

蘭領東インドのヨーロッパ人向け入国居住規定は、第1条で「蘭領東印度ニ到着スル蘭国人其他ノ欧州及其対等者ハ到着後三日以内ニ其到着地ヲ管轄スル地方庁ニ国籍姓名年齢出発地旅行ノ目的ヲ届出テ入国許可証ヲ申請スベシ」と定めていた〔外務省通商局 1911：416〕。日本国籍はここで証明が必要となったのである。ヨーロッパ人向けの入国許可証を交付されることは、原則として蘭印内での移動の自由を確保することを意味していた。交付されたヨーロッパ人向け入国許可証を用いて郭洪森がアヘン密貿易に従事することをスラカルタの理事官が苦々しく述べているように、移動及び居住の自由は蘭印当局にとっては治安上の懸案としても受け

止められていたのである。

似通った過程による郭洪森及び薛允瑞の旅券が、台湾でどのような手続きに従って交付されたのか報告からは明らかではない。オランダ側の史料からは、蘭印上陸に際して日本旅券を携帯している台湾人（華人）に対しては、旅券の真贋を疑う姿勢が浮かび上がってくる。不正な旅券の存在を記した報告はないものの、日本旅券を携帯していてもヨーロッパ人向けではなく外来東洋人向けの入国許可証を発給して日本国籍を実質的に認めない事例²²⁾、あるいは後述するように旅券を没収し返却に応じない当局の対応もあった。

台湾籍民の法的地位をめぐる蘭印政庁の対応

地方当局の係官により台湾籍民の日本国籍証明が問題として報告されるにつれ、蘭印政庁では台湾籍民の法的地位をめぐる議論が交わされるようになっていた。台湾人を日本人とみなすか否かについては、既に日本人法案の審議時点でも議論があったが、日本人法施行後に台湾で生じた蘭印居住の華人による日本旅券の取得を通じた日本国籍取得（＝台湾籍民化）を受け、日本人の定義に関するより詳細な議論が展開されていく。

1903年3月、スラバヤ理事官から総督府に対して、台湾を出自とする中華民族（*Chineesch ras*）で日本臣民となる者は、蘭印においてヨーロッパ人と同等視されるのか否かについて照会があった。蘭印の司法省は、この照会に対して5月25日付の回答を送り、そこで「日本臣民のうち真正の日本民族（*eigenlyk Japansch ras*）（下線原文）のみがヨーロッパ人に同等視されるのであって、それゆえ日本臣民一般ではない」との見解を示した²³⁾。司法省は、「真正の日本民族」と台湾人の間には文明の発展度合いが異なることを理由に日本臣民から台湾人を除く解釈を採用したのである。

しかしながら、総督府1等書記官（Paulus）は司法省長官に宛てて、蘭印総督が司法省の見解に同意していないことを伝えている²⁴⁾。総督府は、日蘭通商航海条約の発効を控えた1898年4月16日、時の植民地相（Cremer）の見解、すなわち通商条約第17条の政府解釈として「オランダ領東インドにおいて日本人はヨーロッパ人とみなされる」という見解を引用した後、「この点を考慮に入れるならば、1899年官報第202号（日本人法－引用者）における「日本人」とは、「日本国皇帝の臣民（*The subjects of His Majesty the Emperor of Japan*）」であることは明かである」と述べ、蘭印において日本人がヨーロッパ人とみなされる根拠が日蘭通商航海条約にあり、日本人の発展度合いを理由とするものではないことをひとまず確認している。

続けて、「台湾出身の華人が1899年官報第202号により、ヨーロッパ人とみなされるのか」というスラバヤ理事官の問いに立ち返り、議会での政府答弁を引用しつつ「台湾を出自とする

中華民族 (Chineesch ras) の日本臣民も蘭印では官報に基づいてヨーロッパ人と同等視される」という植民地相の見解を改めて確認したうえで、司法長官に対して、台湾人の日本国籍証明についてこれ以上尋ねる必要はないと回答した。

だが、台湾籍民をめぐる総督府の見解は、別の視点から再検討されていく。そのきっかけとなったのがスラカルタ理事官から総督府に送られた郭洪森の日本旅券取得に関する報告であった。司法長官 (Cohen Stuart) は、1905年1月総督宛の文書で郭洪森に関する報告にコメントをつけ、日本では帰化に関してどのような規則があり、帰化により国籍を取得した際の証明はどうなるのか、疑問点を指摘していた²⁵⁾。司法長官によると、旅券 (pas) に「日本臣民」と記載されているだけでは不十分であり、日本人に帰化した証明にはならないというのである。

このような例として司法長官があげているのが、Gan Kang Sioe (顔江守) の帰化事例である。顔は1855年に厦門で生れ、1870年15歳でジャワに渡航、1872年居住許可取得、1899年3月台湾に渡航、所有地に立てた住居に数ヶ月居住し、1900年9月スマランに旅券を携帯して戻ってきたと記録されている。顔江守の日本旅券取得の時期は記録されたものとしては最初期に属し、その取得の過程は、郭洪森や薛允瑞と類似している。司法長官は、「日本の法律によれば、どのような要件のもとで日本臣民の資格を取得できるのか。台湾に数ヶ月滞在しただけで日本の臣民の資格を取得し、その結果ここでヨーロッパ人と同等視されるのであれば、華人に関するわれわれの規則はまったく意味をなさなくなってしまう」と指摘していた。

蘭印総督 (van Heutsz) は司法長官の提言を受け、東京のオランダ公使に調査を要請した²⁶⁾。1905年3月、内務省に向いたオランダ公使は、国籍法に関して7項目の問い合わせを行ったことが外交史料館の記録からも確認できる²⁷⁾。台湾籍民との関連では、国籍法の台湾への施行の有無とともに「台湾ニ住所又ハ居所ヲ有スルコトハ日本ニ之ヲ有スルト同様ニ見做サルルヤ」という質問も記されている。日本側の回答は台湾に住所を有することは内地に住所を有することと同じであるとしていた。さらに、「各人ノ日本国籍又ハ日本国帰化ヲ證明スル書類如何」という質問に対しては、国籍証明は戸籍法に基づき戸籍吏が作成をし、在外邦人に対しては領事が証明を与えることとなっていると回答している。

1905年5月10日付で総督府に送られた在東京オランダ公使からの報告では、日本臣民という概念には二重の意味があり、日本政府が臣民と言及するときには単に日本国籍を有している者を意味するに過ぎず、台湾籍民はこれに該当すると説明されていた²⁸⁾。加えて戸籍に関する法律は実際には台湾に施行されていないこともあわせて指摘していた。

司法長官は、東京のオランダ公使からの報告を受け、7月13日付で総督宛に通商航海条約第17条中の「臣民」の解釈について伝えている²⁹⁾。「日本の当局は台湾を日本の一部とはみておらず、植民地とみていて、台湾人も「国民」とはみていないように思われる。台湾の国際法上の地位と台湾の現地住民に関する情報収集」の必要性を訴えていた。

司法長官による文書が総督に提出された同日、蘭印総督の諮問機関である東インド評議会（Raad van Nederlandsch-Indië）は「日本国籍及びその証明書について」とする議題のもと会議を開催し、東京の公使から送られた1905年5月10日付文書及び司法長官による文書が協議されている³⁰。評議会はさらなる検討を提言したにとどまった。

総督府が台湾籍民の日本国籍問題に対して最終的な方針を関係機関に示したのが、1906年5月4日付の文書である³¹。総督府書記官（Hulshoff Pol）よりスラカルタ理事官に送られた報告では、「国際法の原則にしたがい、日本の法律に基づき帰化を認められた者は日本人とみなされるとというのが総督府の見解」であると伝えていた。日本国籍を証明するに足る公的書類としては、オランダ当局によって査証を受けた日本旅券とし、旅券に疑いのある、あるいは旅券が手元にない場合、戸籍の写しが有効であるとされた。郭洪森の事例については、要件を満たす公的書類が揃っている限りは日本人とみなされ、したがってヨーロッパ人と同等視されるという総督府の最終結論を伝えていた。

同日に総督府書記官から司法長官に宛てた文書でも「フランスでは「フランス人」（Français）と「フランス市民」（citoyen francais）という異なる形態の臣民が存在している」が、日本の憲法は「「臣民」（subject）一般」（下線原文）を意味しており、フランスのような区別はない」と、その見解が述べられている。1903年9月29日付総督府1等書記官の文書に示されているように、「台湾人はここでは日本人としてみなされる」ことを確認しており、日本国籍の証明に必要とされる書類としては、権限のある当局によって発給された日本旅券と旅券へのオランダ領事による査証があげられていた。同時に、「日本では旅券の偽造が珍しくなく、オランダ領事は査証を発給する際、日本旅券に注意を払う必要」があることも記されていた。旅券に疑いのある場合、国籍を証明する他の公的書類により確認することとされた。

台湾籍民をめぐる蘭印当局による懸念と「真正な証明」

台湾籍民の蘭印渡航に際して旅券による日本国籍証明が蘭印当局によって問題とされた事例は1901年に遡る。この年の6月22日、台北県知事村上義雄は民政長官後藤新平に宛てて、同年4月、蘭印に渡航した郭春秧がジョグジャカルタで蘭印当局により上陸を拒絶されたこと並びに郭春秧がジョグジャカルタ書記官から受け取った書類について報告した。報告書に添付された書類には、日本人の蘭印渡航に際してはオランダ領事の査証を旅券に裏書きする旨が英文で記されていたことから、この内容の法的根拠を後藤に照会したのである³²。内務省経由で総督府からの照会を受けた外務省は、6月29日内務省総務局台湾課長森田茂吉に対して日本人法の条文を引用しつつ、

右法律（日本人法－引用者）ニ拠レハ日本臣民ハル後和蘭領事ヨリ旅券ヲ受クルニ及ハス
 単ニ帝国政府ヨリ交付シタル旅券ヲ携帯シ蘭領植民地ニ出入スルヲ得（中略）旅券ニ和蘭
 領事ノ査証ナキカ為メ上陸ヲ拒絶セラレタル報告ニ接シタルヲナキモ國際間ニ往々行ル、
 慣例ニ據レハ其渡航地ノ和蘭官廳ニ於テ渡來者ノ果シテ日本人ナルヤ疑アルトキハ所持ノ
 旅券ニ其地駐在ノ本邦領事若クハ出發地駐在ノ和蘭領事ノ査証ヲ受ケシムルヲ得ヘキ義ニ
 付…³³⁾

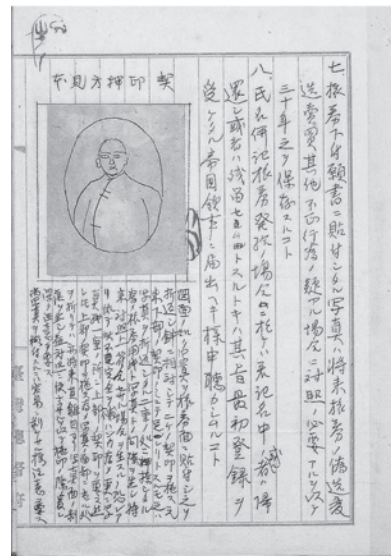
と回答し、査証を必要とする理由を国際慣習に求めていた。民政局は、台北県知事に対して蘭
 印への渡航を目的として旅券を申請する者にはオランダ領事の査証を旅券に受けることを口頭
 で伝えるよう回答した。

郭春秋の上陸拒絶以後、台湾籍民の旅券をめぐる問題は、1904年の郭洪森に関するオラン
 ダ側の報告まで確認できない。その後は、1907年の薛允瑞の入国に際して、彼と家族の旅券
 及び入国許可証が没収され、日本のシンガポール領事代理から蘭印総督府宛に返還要求が出さ
 れた後に返却されたことが記録されている³⁴⁾。台湾総督府は、1907年10月15日「外国旅券
 ニ関スル注意事項」（民警第3283号）と題する通達を各庁へ送り、旅券の申請に際して注意す
 べき事項を8項目に渡ってあげていた。申請者の身元
 調査を警察に依頼し、なりすましによる旅券の不正取
 得を防止すること、旅券に写真の貼付を求め、旅券申
 請書類にも同じく写真を貼付し割り印のうえ、30年
 間保管することなどが定められた（図2）。

この通達に基づく措置が具体的にどの程度講じら
 れ、さらにどの程度実際の効力を有したかは詳らかで
 はない。ただし、日本側に残されている記録からは、
 蘭印での台湾籍民の旅券をめぐる問題は解消されな
 かったことがうかがえる。1908年10月、スマトラで
 3名の日本臣民－うち2名は台湾籍民－が現地住民（大
 半が華人）への初等教育学校設置の可能性を探るため、
 バガン・アピ（バガン・シアピアピ）を訪問したとこ
 ろ、現地の蘭印当局は彼らの旅券を没収し、抗議にも
 関わらず旅券を返還しなかった。現地のオランダ当局
 は日本領事からの要請を受け付けず、没収した旅券が
 偽造旅券ではないか懸念を表明していた³⁵⁾。

1909年には、著名な華商である劉元の事例が記録

図 2



「外国旅券ニ関スル注意事項」中、旅券
 に貼付する写真に関する指示事項。内地
 旅券の写真貼付に先立つ措置であった。
 『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱
 振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ
 関スル件』

されている。彼もスラバヤ港上陸時に係官によって蘭印入国を拒否された。上陸係官は、劉元が日本臣民であることを認めず、清国人として登録するのであれば同地方での移動を許可し、これに背けば100ギルダーの過料を課して指定された期日までに蘭印を退去することを伝えた。劉元はバタフィアに赴き領事館の保護を求めようとしたが、領事未着任のため過料を支払った後シンガポールへ退去し、そこから台湾総督府に宛ててその返還を訴えた³⁶⁾。

バタフィア領事として着任した染谷成章は、3月5日総督府書記官と面会し台湾人の入国に関する政庁の意向を確認した。染谷領事の報告によると、対応した書記官は、「当植民政庁ハ清國人ニ対シテ特別ノ制限ヲ設ケ其居住ヲ制限スルヲ以テ当國ニ渡来スル清國人中名ヲ貴國臣民ニ籍リ其制裁ヲ免レントスルモノ少カラズ從テ時ニ或ハ台湾人ヲ清國人ト誤認混同スル場合ナシトハ限ラレザルモ其日本人タルコトヲ確認シ得ル場合ニハ之レヲ日本ノ内地人同様ニ待遇スルニ何等異議ナシ」と返答したとされる³⁷⁾。

染谷領事は書記官に対して、日本政府が「台湾ニ戸籍法ヲ實施シ」ており、戸籍謄本により旅券の申請者が日本臣民である事実を確認した後に旅券を下付していると述べ、「清國人ガ日本人ト詐稱シ帝國政府ノ旅券ヲ享有スルコト絶対ニ之ナキ」と強調している³⁸⁾。さらに、「台湾人ニ下付スル旅券ニハ其出願當時ニ於ケル写真ヲ貼附」していることを説明した。書記官は染谷領事に対して「台湾人ノ過半ハ独リ其服装及動作ノ清國人ニ酷似スルノミナラズ日本語スラ充分了解セズ故ニ各地方廳ニ於テ之カ取調ヲナス場合ニハ馬來語又ハ清國語ヲ用ユルヲ常トス從テ時ニ誤認ノ不幸ヲ見ルコトナシト言ウ可カラズ」と返答し、「当方面ニ渡航スル台湾人ハ総シテ英語ヲ話スノ外日本語馬來語共不完全ニシテ旅券ニ依リ僅カニ其台湾人タルコトヲ確メ得ルノミ」と旅券以外にその身分を証明する手段がないことを指摘していた。

バタフィアの日本領事館が台湾総督府に劉元の国籍を照会したところ、戸口簿への登録が確認できたことから、劉元の旅券は正規に交付されたものであることが確認できた。染谷領事は蘭印政庁に対して今回の措置に抗議するとともに、劉元が支払った過料100ギルダーの返還を要求した。最終的に、日本側の要求は蘭印政庁により受理され、過料の返還が確認されている。蘭印官憲による劉元の罰金問題は、日本側にとって「台湾人ハ從來清國人同様ノ待遇ヲ受ケ日本人タルノ待遇ヲ受ケル能ハザリシ為メ和蘭官憲トノ間ニ常ニ衝突ヲ生シ来リシ次第ニシテ前記劉元ノ如キハ之レカ最モ顯著ナル事例」と受け止められた。

台湾籍民が蘭印において日本臣民であることを疑われ、領事館の保護を必要とするような事態の発生を受け、台湾から蘭印に渡航する際の手続きが関係当局により検討された。1909年6月8日台湾総督府民政長官大島久満次は、外務次官石井菊次郎に宛てて「本島人ノ旅券ニ和蘭領事ノ査証ヲ必要トスルコトヲ一般ニ悉知セシメンガ為メ六月八日告示第七十九號ヲ以テ府報ニ告示」することを伝え、それとともに「各廳ニ於テ該地方行旅券下付ノ際充分注意ヲ與ヘル様並ニ乗船ノ際モ戸口調査ノ抄本ヲ有スルヤ旅券ニ領事ノ査証アルヤ否ヤヲ充分注意スヘキ旨

通達致置候」と付け加えていた³⁹⁾。大島の伝達と同日、告示第79号が府報に掲載された。

告示第七十九号 本島人ニシテ蘭領東印度諸島ニ旅行セムトスルトキ本人ノ外國旅券ニ、又目的地以外ノ地方ニ到ラムトスルトキハ豫メ新旅券ニ變更ノ上其ノ旅券ニ最終乗船地ノ和蘭領事ノ査証ヲ受ケサル者ハ當該官憲ニ於テ日本人トシテノ待遇ヲ與ヘサルノミナラス上陸並居住ヲ許可セサルコトアルヘシト其ノ筋ヨリ通知アリタリ
明治四十二年六月八日 臺灣総督 伯爵佐久間左馬太

郭春秋の上陸拒絶を契機として蘭印渡航予定者に口頭で伝えられていた旅券へのオランダ領事の査証要請が、ここで正式に総督府から告示されることとなった。これに加え、総督府は台湾籍民が日本人として、すなわち「ヨーロッパ人」として処遇されるようオランダの植民地当局に要請した。しかし、蘭印当局による偽装籍民への懸念は容易に払拭されず、1910年3月30日付司法省より関係機関に出された通達では、

…とりわけ、華人が日本臣民であるように偽装し、それゆえヨーロッパ人と同等となり、表向きヨーロッパ人であると主張するような場合に、そのような偽装自体、全くもって受け入れがたく、日本帝国の一部である台湾においても、外見上も出自においても華人である日本臣民が多数存在している⁴⁰⁾

と認識されていた。

オランダ側の懸念は、「ほとんどの台湾人は、中国語かマレー語しか話さない」という事実によっても裏書きされていた。オランダの官憲にとっては、台湾人を華人から見分けることなどほぼ不可能な課題であった。両者を見分ける手段として日本旅券による国籍証明しか存在しないことから、旅券の不正発給や偽造には神経を尖らせていた。

日本側にとって、蘭印政庁のこうした動向は台湾人の日本国家への帰属に対する不信感の表れ、ひいては日本の台湾統治に対する疑念として受け止められていた。台湾籍民の国籍証明を蘭印当局の納得する形でいかに実現するか。バタフィアの日本領事館、台湾総督府、本国外務省は「真正な証明」をめぐる措置を講じていくことになる。国籍を証明する公的書類はなによりも旅券であり、旅券の真正性をいかに担保するかが問われていることは日本政府にとって明らかであった。

台湾総督府は、1909年6月の告示第79号に先立つ5月4日、蘭印に渡航する台湾人に対して旅券に加えて戸籍謄本（戸口調査簿の抄本）の携帯を推奨している⁴¹⁾。翌年には日本の外務省は、バタフィアの日本領事館並びに他の関係領事館とともに、「われわれの国籍を詐称す

る華人による不正を防止する」ため、一連の措置を検討した。まず、旅券の発給手続き厳格化の方針に則り、身元確認及び旅券の様式に変更が加えられた。台湾の現地警察は、旅券申請に際して申請者の身元確認が要請された。旅券申請は台湾においてのみ受理することとし、厦門、汕頭、香港、広州といった対岸の日本領事館での旅券発給停止の方針がとられた。これは対岸に渡航し領事館で旅券を書換えた後に蘭印へ渡航する華人を防ぐ措置であった。

旅券申請書には2枚の写真を添付することとし、うち、1枚は旅券に貼付され、発給官庁の割印を押すことが再度確認された。台湾出国前にオランダ領事の査証を旅券に受けることも従前通り維持された。これらの変更に加え、旅券所持人は身元を証明する補完書類として戸籍の写しを携帯することが推奨された。最後に、バタフィアの日本領事館が、蘭印に居住する台湾籍民の身元を確認することとした。これらの方針が厦門、汕頭、香港、シンガポールをはじめとする各領事館に到達されていった。

1910年、日本の関係当局は上記の方針にしたがい、オランダ側と交渉を重ねた。領事の染谷成章は8月6日付蘭印総督宛書簡において日本側の対応策を四点あげている。第一に、大陸に居住している台湾人は、旅券申請に際して台湾に戻らねばならないこと。第二に、「厦門、汕頭、福州、香港、広州の領事館は、将来旅券の発給を停止する」こと。第三に、バタフィアの日本領事館が蘭印に居住する台湾籍民の旅券および身元確認を実施すること。第四に、日本臣民である台湾人により携帯されているすべての旅券に所持人の写真を貼付し、政府の割印を押すことである。これらの措置により「華人が日本臣民を詐称する余地はもはやなくなるであろう」と言明するとともに、これらの措置が「出港港ニ於ケル和蘭領事ノ裏書ヨリモ一層有効」であるとして、査証を不要にするよう蘭印政庁に求めた⁴²⁾。

日本側による国籍証明の是正策に対して、蘭印「総督閣下ハ清国人ニシテ日本臣民ト詐稱シ當殖民地ニ渡航シ欧州人又ハ彼等ト同等ナル人種ノ待遇ヲ受ケムト謀ル徒輩ノ入国ヲ防止スル目的ヲ以テ日本政府ノ採レル方法」を了解することとなる⁴³⁾。旅券への査証は不要とされ、台湾総督府は11月6日付告示第141号をもってその旨を告示した。蘭印政庁も1911年3月17日、関係機関へ通達を出し、日本の旅券が台湾を含む日本国内で発給され、かつバタフィアの日本領事もしくは最終乗船地のオランダ領事により査証を受けている場合は、日本国籍の証明として「無条件に」受理することを確認した⁴⁴⁾。

日本旅券による台湾籍民の国籍証明に関わる交渉は、蘭印における「偽装籍民」の可能性を排除するための措置を日蘭両国が講じて、問題は解決したかのようにみえた。だが、まさにその時点で新たな懸案が生じたのである。1910年12月、李金周という人物が子の出生届を提出するためバタフィアの日本領事館を訪ねた。登録のため、書類は李金周の戸口簿の保管先とされる台北の役所に送られた。台北の係官は李金周の戸口が存在しないとの回答を領事館に戻した。調査によると、李金周は台北に2~3ヶ月しか滞在したことがなく、その期間に旅券を取

得していたことが明らかになった。

この回答を受けた染谷領事は、蘭印での旅券問題解決を図ろうとしていた矢先に日本政府の試みが無に帰すことを憂慮した。李金周への旅券発給の過程は、蘭印政庁によってこれまで問題視されてきた日本旅券の取得過程と同一であり、たとえ李金周の旅券が1905年に発給されているとはいえ、日本の旅券行政に対する蘭印側の不信感を助長するおそれがあった。染谷領事は、小村外務大臣に宛てて、この件が「台湾籍民ノ当地方ニ入国上相当ノ障害ト成ノミナラス引テハ帝国政府ノ威信ニモ関スル重大ノモノ」と伝えていた⁴⁵⁾。それまでの交渉において旅券発給手続きの厳格化をオランダ側は繰り返し要求していたこともあり、報告を受けた外務省も事態を深刻に受け止めた。この事態がオランダ側の知ることとなれば、蘭印への台湾人の入国に障害となるのみならず、日本の植民地統治の実効性へのオランダ政府の疑念を払拭できないことが明らかであった。

染谷領事は李金周を領事館に召喚し、旅券取得の経緯について事情を聴取した。李金周の旅券は1905年5月25日に台北で交付されており、彼の写真が貼付され自署も記されていた。1905年の台北庁外国旅券下付表からも、李金周に旅券が発給されたことを確認できる(図3)。旅券を確認した染谷領事は、それが偽造によるものではないことを確かめている。さらに、李金周の家族に関する情報も収集したところ、全員の戸口が存在していないことも明らかになった。染谷領事の報告を受けた外務省は、この件に対して、日本国籍の保有を問わず李金周の戸口を秘密裏に作成することとした⁴⁶⁾。

日本旅券による台湾籍民の国籍証明をめぐる課題に対して一応の解決をみた日蘭両国は、旅券と国籍証明をめぐる新たな段階に移行していく。1912年に改正された日蘭通商航海条約は、第1条において相互の国内法を侵害しない限り、両国民に完全なる移動の自由を保証していた[官報第365号]。これに基づき、日蘭双方の国民は、互いの国に入国する際、旅券の携帯を不要としたのである。オランダの当局は、蘭印への入国にこの措置が適用されることを認める一方、日本政府に対して旅券に代わる他の公的証明書を求めた⁴⁷⁾。その結果、1916年に日本国籍を証明する公的証明書として旅券に代わる国籍証明書が導入された。他方、日本の関係機関は、最恵国待遇を根拠とした日蘭相互の入国時における査証及び旅券免除にも関わらず、蘭印

図3

氏名	戸主	本籍地	現住所	年齢	旅行目的	旅行地名	下付月日
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25
林可楨	戸主	八里份堡五股庄五股	一四	三四	商用	厦門爪哇	5.25

1905年台北庁の外国旅券下付表。向かって左から3人目。下付表の記載項目(上から)、旅券番号(10466)、氏名(李金周)、族称・身分(戸主)、本籍地・現住所(八里份堡五股庄五股一四)、年齢(三四)、旅行目的(商用)、旅行地名(厦門爪哇)、下付月日(5.25)『海外旅券下付表:明治38年4-6月(旅40)』

での入国審査に際して生じうる誤認（華人－台湾籍民－内地日本人）を防ぐべく、渡航に際しては日本旅券、さらには戸口抄本の携帯を推奨していた⁴⁸⁾。そして、その旅券にはオランダ領事の査証を要求し続けたのである。

おわりに

蘭印における台湾籍民の国籍証明をめぐる問題は、日本が植民地として領有した台湾の住民を、国籍制定を通じて排他的に帰属させる過程において生じた問題であった。蘭印での日本人の法的地位が「ヨーロッパ人」へと変更され、法主体としての「日本臣民」に台湾人が含まれることによって、蘭印の「偽装籍民」をめぐる問題は日蘭双方の外交案件と化していく。言語的にも民族的にも一体の華人と台湾人を分かちつものが日本国籍であり、その証明は旅券に依拠する以外に手段はなく、旅券取得に関わる手続きに加え、旅券自体の真正性が日蘭双方にとって重視されていくのである。

外務省は旅券の真正性を担保すべく、発給手続きの厳格化、戸籍（戸口）謄本・抄本の携帯、オランダ領事の査証、旅券の様式改定、写真貼付など、オランダ政府に対して改善策を実施していく。こうした改善策に加え、台湾での戸口制度が軌道に乗ったこと、台湾乗船時の身元確認など送り出し時の態勢も整っていく。蘭印においても、日本領事館での台湾籍民登録に加え、台湾籍民の団体である台湾公会が設立されるなど、官民協同による台湾籍民の管理体制が整えられる⁴⁹⁾。これら一連の措置により、台湾籍民の国籍証明をめぐる問題は一応の沈静化をむかえるのである。

本稿では、日本、台湾さらにオランダの外交史料を用いて、蘭印での台湾籍民の国籍証明問題を検討してきた。台湾籍民の国籍証明問題からは、統治者による恣意的な「公定アイデンティティ」の付与がもたらした意図せざる展開をみてとることができる。植民地領有を通じて西欧列強の一員となることで近代的な国家間体系に参入しようとした日本が、蘭印での自らの法的地位の改善過程で、日本人とは誰か、日本人に台湾人は含まれるのか、という問いに直面せざるをえない状況に置かれたのである。他方、日蘭双方の史料からうかがえる台湾籍民の反応は、行政による帰属の一元化を迫られた際の戸惑い（薛允瑞の証言を額面通り受け取るなら）、あるいは便宜的な選択（郭洪森）というものであった。

ここで対象とした時期は、オランダと清との間で蘭印に居住する華人の帰属をめぐる蘭印社会が動揺していた時期でもある。蘭印での日本人の法的地位に伴う台湾籍民の「ヨーロッパ人」との同等視は、現地華人社会からどのように受け止められていくようになるのか。さらに、蘭印政庁は現地華人社会との関連で台湾籍民の動向をどのように把握していくようになるのか。これらの論点については、稿を改めて論じることとしたい。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 18K11820, 17H02239, 16H00740, 16H03501 の助成による成果の一部である。

注

- 1) 中村によれば、「[「籍民」とは、中国民族で外国の国籍をもち、その所属国領事の保護の下に中国官吏の管轄をうけぬもの」とされており、台湾籍民は、あくまでも「籍民」のひとつと指摘されている [中村 1980 : 422]。
- 2) 後藤は戦前期日本インドネシア関係の展開を4つの時期に分けている。第1期が19世紀末から1910年、第2期が1910年から1933年、第3期が1933年から1941年12月、第4期が1942年から1945年8月である。それぞれの特徴については [後藤 2018 : 48] を参照のこと。
- 3) ここでは代表的な研究として後藤乾一によるものをあげるにとどめておく [後藤 1983 : 2010 : 2013 : 2018]。なお、[後藤 2010 : 2013 : 2018] も簡略ながら蘭印での台湾籍民の問題について論じており有益である。
- 4) 統治法の正式名称は、「オランダ領東インド統治政策に関する規則確定のための法律」(Wet tot Vaststelling van het reglement op het beleid der regering van Nederlandsch Indië) という。1854年の統治法改正と蘭印での住民の法的地位については、[吉田 2002] を参照のこと。なお華人との関わりで部分的ではあるが統治法に言及したのものとして [永積 1972 ; 貞好 2016]。
- 5) 当初、住民区分の基準は宗教(キリスト教)であったが、1854年の統治法法案審議の過程で偽装改宗を懸念する意見が強く出され宗教基準から人種基準へと変更した。詳しくは [吉田 2002] を参照のこと。
- 6) 明治30年1月12日付公第1号「在蘭領植民地本邦人取扱ニ関スル件」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 7) 明治30年4月5日付公第19号「在蘭領植民地本邦人取扱ニ関スル件」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 8) この時期の蘭印領内における移動及びパスについては、[吉田 2018] を参照のこと。
- 9) 日蘭通商航海条約は1896年9月8日に調印、1897年6月17日批准、9月15日公布、1899年7月17日に実施され、1912年7月6日に改正されている。[後藤 2018 : 51] では1912年を条約締結年としているが、これは1896年に締結された条約の改正年である。
- 10) 官報、1897年9月17日。国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2947552>)
- 11) 「蘭領植民地ニ於ケル本邦人待遇改善方ニ関シ爪哇島知事ト直接交渉方稟申ノ件」明治30年7月1日付機密第7号、「蘭領在留本邦人待遇改善交渉ニ関シ意見稟申ノ件」明治30年9月1日機密信第16号、「蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 12) 「蘭領印度在留本邦人待遇一件」明治30年1月12日在新加坡領事公第一号「蘭領植民地ニ於ケル本邦人待遇改善方稟申」。明治42年に在バタヴィア領事染谷成章から外務大臣小村壽太郎に宛てた報告によると、バタヴィア在留日本人は男約40名、女約50名と見積もり、「此内女子ハ殆ド全部醜業婦ニ属シ」と述べている。明治42年4月6日公信第15号「バタビヤ在留日本人一般状況報告並ニ台湾人ニ関スル件」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関ス

- ル件』。なお、本稿では原文表記を除き、Batavia をオランダ語発音に近い「バタフィア」と表記している。
- 13) 「明治 39 年 2 月爪哇ソマランク住陳秀林ナル者日本ニ帰化出願ノ件」『内外人帰化関係雑件第一巻』。
 - 14) 「明治 40 年 3 月蘭領印度在留清國人代表柯榮慶ヨリ呈出帰化請願之件」『内外人帰化関係雑件第二巻』。
日本臣民としてヨーロッパ人と同等視されることが商業活動に及ぼす効果については、[Claver 2014 : 300-301]。
 - 15) 「蘭領東印度在留支那人及台湾人状況」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
 - 16) SOERABAJA, den 11 November 1904. No 7091/38. GEHEIM (2.10.36.04 inv. 399)
 - 17) 郭洪森は、郭河東の息子で郭春秩の従兄弟にあたる。
 - 18) 理事官の報告では郭洪森が刑期を満了したように説明されているが、Claver によると、彼に対する訴えが取り下げられたため釈放されたという。また、理事官の報告では言及されていないが、Claver は郭洪森が郭春秩と共に台湾で帰化したと述べている [Claver 2014 : 302-304]。
 - 19) Semarang, den 9den November 1907 No.317/68 Geheim, Semarang, den 18den November 1907 No.322/68 Geheim (2.10.36.94 inv. 536)
 - 20) Behoort by miss. Rest. Semarang 22/11-07/327/68 Geh. (2.10.36.94 inv. 536)
 - 21) 1916 年時点で 500 円相当の土地の取得により日本に帰化できたとの報告がある [Lohanda 2002 : 101]。
 - 22) Semarang, den 22sten Februari 1907, No. 2548/30 (2.10.36.04 inv. 536) The Tjioe Swie は日本旅券の所持にもかかわらずヨーロッパ人向けの入国許可証ではなく、外来東洋人向けの入国許可証を発給されている。
 - 23) Buitenzorg, den 29sten September 1903, No.3207 (2.10.36.04 inv. 399)
 - 24) Buitenzorg, den 29sten September 1903, No.3207 (2.10.36.04 inv. 399)
 - 25) Batavia, den 13den Januari 1905 No. 352 (2.10.36.04 inv. 399)
 - 26) Buitenzorg, den 20sten Februari 1905 No 23 EXTRACT uit het register der besluiten van den Gouverneur-Generaal van Nederlandsch-Indie. (2.10.36.04 inv. 399)
 - 27) 『明治 38 年 3 月国籍法等ニ関シ和蘭公使ヨリ問合一件』
 - 28) Tokio, 10 Mei 1905 No. 458/44 (2.10.36.04 inv. 399)
 - 29) Batavia, den 13den Juli 1905 No 6361 (2.10.36.04 inv. 399)
 - 30) Missie van H.M. Gezant te Tokio van 10 Mei 1905 No 458/44, Missie van den Directeur van Justitie van 13 Juli 1905 No 6361, Nopens de Japansche nationaliteit en de daarvoor te vorderen bewysstukken (2.10.36.04 inv. 399)
 - 31) Buitenzorg, den 4den Mei 1906 No 1293 (司法長官宛), No 206 (スラカルタ理事官宛) Geheim (2.10.36.04 inv. 399)
 - 32) 明治 34 年 6 月 22 日外 105 号「本島人ニシテ蘭領爪哇へ渡航スルモノ、海外旅券証明方ノ件」(619 冊 13 文)『台湾総督府公文類纂』。
 - 33) 明治 34 年 6 月 29 日送第 106 号「本島人ニシテ蘭領爪哇へ渡航スルモノ、海外旅券証明方ノ件」(619 冊 13 文)『台湾総督府公文類纂』。
 - 34) 1908 年 1 月 8 日, 同月 29 日, 2 月 4 日に渡る在シンガポール岸領事代理と蘭印政庁 1 等書記官(Hulshoff Pol) との交信。(2.10.36.04 inv. 536)

- 35) 明治 41 年 12 月 21 日接受機密第 10 号「蘭領印度諸島ニ於ケル和蘭官憲ノ態度ニ関シ報告ノ件」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 36) 明治 42 年 3 月 11 日内務省台甲第 29 号, 内務次官一木喜徳郎より外務次官石井菊次郎宛『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 37) 明治 42 年 3 月 9 日公信第 8 号『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 38) 台湾に戸籍法は施行されておらず, 染谷領事の誤認, あるいは意図的な発言かは不明。
- 39) 明治 42 年 6 月 8 日民総第 2734 号『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 40) Batavia, 30th March, 1910. Dep. Of Justice No 3858 Circular『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 41) 石井次官から台湾総督府民生長官宛「蘭領東印度諸島ニ入国スル台湾人ニ関スル件」(送第 126 号)
- 42) 1910 年 8 月 6 日総督府 1 等書記官 (de Graeff) 宛書簡『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』及び明治 43 年 8 月 11 日公信第 101 号「蘭領印度ニ渡航スル台湾人ノ携帯スル旅券ニ蘭國領事ノ査證ヲ必要トスルハ理由明白ナラザル件ニ付キ報告」(1625 冊 2 文)『台湾総督府公文類纂』。
- 43) Buitenzorg, 9th, August, 1910. No. 1786. 1 等書記官 (de Graeff) より染谷領事宛書簡 (1625 冊 2 文)『台湾総督府公文類纂』。
- 44) Batavia, 8th February, 1911. Dep. Of Justice No. 1854 Circular.『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 45) 明治 44 年 1 月 4 日機密第 1 号「蘭領印度在留台湾人李金周戸籍編入ノ件」『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』。
- 46) 明治 44 年 3 月 31 日機密送第 4 号により「台湾民籍ニ編入相成」。『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件』2 年後, 李金周の家族の戸口編入願いが出されている。「台湾籍民李金周家族台湾戸口編入方願出ノ件」(5741 冊 3 文)『台湾総督府公文類纂』。興味深いことに, 浮田領事は竹越与三郎の『南国記』において描かれている台湾籍民の李某を李金周と推定し, 該当部分の抜書を公信に添付している。
- 47) Singapore, 14th July, 1916. Consulaat-Generaal der Nederlanden No. 1320.『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件』
- 48) 「明治 42 年 4 月 15 日蘭領東印度地方ニ渡航スル本島人ニ戸籍謄本ヲ携帯セシムルノ件」及び「昭和 2 年 12 月 6 日蘭領東印度地方ニ渡航スル本島人ニ戸口抄本ヲ携帯セシムルノ件」(4065 冊 12 文)『台湾総督府公文類纂』
- 49) 本稿で取り上げた日蘭双方の史料で報告されている台湾籍民は, 氏名不詳のバガン・アピでの旅券没収例以外, 顔江守, 薛允瑞, 郭洪森, 郭春秧, 劉元, 李金周など, 後の台湾公会発起人もしくは賛成員に名を連ねた有力華商であった。明治 44 年 1 月 21 日付で染谷領事より小村外務大臣に送られた報告では, ジャワ島に居住する台湾籍民のうち重要人物として, 周里観, 莊進文, 吳邦彦, 顔江守, 郭春秧, 李金周, 黄溪中, 薛允瑞の名が居住地及び職業とともに報告されていた。そのうち「一家全員台湾ニ籍ヲ有スル者ハ「ブレアンガー」州「ガルト」ニ居住スル薛允瑞一名」と記されている。「爪哇事情報告」『バタビヤ領事館報告書第二巻』。

史料・参考文献

未刊行文書

オランダ国立公文書館 (Nationaal Archief)

Ministerie van Koloniën (植民地省)

2.10.36.04 inv. 399

2.10.36.94 inv. 536

Hendelingen Tweede Kamer (議会上院議事録)

外務省外交史料館

『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』(3-8-2-254)

『内外人帰化関係雑件一・二巻』(3-8-7-5)

『明治三十八年三月国籍法等ニ関シ和蘭公使ヨリ問合一件』(3-8-7-14)

『バタビヤ領事館報告書第二巻』(6-1-6-85)

『海外旅券下付表』(マイクロフィルム)

中央研究院臺灣史研究所檔案館

『台湾総督府公文類纂』

国立国会図書館デジタルライブラリー

官報

新聞

Nieuwe Rotterdamsche Courant

日本語文献

巫観「日本統治下の台湾における人口移動政策－1895年5月8日～1897年5月8日の猶予期間を中心に」
『社会システム研究』21, 2018, 1-21

遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍－満州・朝鮮・台湾』明石書店, 2010

小熊英二『〈日本人〉の境界－沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新陽社, 1998

外務省通商局『移民調査報告第七爪哇事情』外務省通商局, 1911

籠谷直人「第一次世界大戦下の東南アジア経済と日本」和田春樹他編『岩波講座東アジア近現代通史 3 世界戦争と改造 1910年代』岩波書店, 2010

河原林直人『近代アジアと台湾－台湾茶業の歴史的展開』世界思想社, 2003

工藤裕子「ジャワの台湾籍民：郭春秩の商業活動をめぐって」『歴史民俗』2005, 22-38

栗原純「台湾籍民と国籍問題」台湾省文献委員会整理組編『台湾文献史料整理研究学術研討会論文集』
2000, 451-476

栗原純『台湾総督府公文類纂』にみる台湾籍民と旅券問題』『東京女子大学比較文化研究所紀要』63,
2002, 19-40

栗原純『台湾総督府公文類纂』にみる戸口規則, 「戸籍」, 国勢調査－明治38年の臨時台湾戸口調査を中心として』『東京女子大学比較文化研究所紀要』65, 2004, 33-77

警視庁『外国人取扱例規通纂』1893

後藤乾一『昭和期日本とインドネシア-1930年代「南進」の論理・「日本観」の系譜』勁草書房, 1985

後藤乾一『近代日本と東南アジア-南進の「衝撃」と「遺産」』岩波書店, 2010

後藤乾一『東南アジアからみた近現代日本-「南進」・占領・脱植民地化をめぐる歴史認識』岩波書店, 2013

後藤乾一「戦前期沖縄とインドネシア-又吉武俊の『南方関与』を事例に-」『アジア太平洋研究』33, 2018, 43-75

貞好康志『華人のインドネシア現代史-はるかなる国民統合への道』木犀社, 2016

佐藤正広『帝国日本と統計調査-統治初期台湾の専門家集団』(一橋大学経済研究所叢書60) 岩波書店, 2012

永積昭「中華民国成立期における在インドネシア華僑の動向」河辺利夫編『東南アジア華僑社会変動論』アジア経済出版会, 1972, 41-66

中村孝志「「台湾籍民」をめぐる諸問題」『東南アジア研究』18(3), 1980, 422-445

ポスト, ピーター「対蘭印経済拡張とオランダの対応」大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地3 植民地化と産業化』1993

星名宏修『植民地を読む-「賈」日本人たちの肖像』法政大学出版局, 2016

吉田信「オランダ植民地統治と法の支配: 統治法109条による「ヨーロッパ人」と「原住民」の創出」『東南アジア研究』40(2), 2002, 115-140

吉田信「文明・法・人種-「日本人法」制定過程をめぐる議論から」『東南アジア-歴史と文化-』37, 2008, 3-27

吉田信「オランダ領東インドにおける旅券制度の展開-植民地パスポートの様式と機能をめぐって」『国際社会研究』7, 2018, 1-21

梁華璜「台湾総督府の対岸政策と「台湾籍民」」大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地5 膨張する帝国の人流』1993, 77-100

欧文文献

Claver, Alexander., *Dutch Commerce and Chinese Merchants in Java Colonial Relationships in Trade and Finance, 1800-1942*. Leiden: KITLV Press, 2014

Lohanda, Mona., *Growing Pains: The Chinese and the Dutch in Colonial Java, 1890-1942*. Jakarta: Yayasan Cipta Loka Caraka, 2002

Post, Peter., 'Chinese business networks and Japanese capital in South East Asia, 1880-1940: Some preliminary observations' in *Chinese Business Enterprise in Asia*. Ed. Rajeswary Ampalavanar Brown. London: Routledge, 1995

Tjiiook-Liem, Patricia., *De Rechtspositie der Chinezen in Nederlands-Indië 1848-1942: Wetgevingsbeleid Tussen Beginsel en Belang*. Leiden: Leiden University Press, 2009

(吉田 信, 福岡女子大学国際文理学部准教授)

Passport, Nationality and Official Identity: The Identification Problem of *Taiwan sekimin* in the Dutch East Indies

This article explores the nationality problem of Taiwanese-Japanese or *Taiwan sekimin*, who were residing in the Dutch East Indies at the beginning of the 20th century. The nationality problem of *Taiwan sekimin* derives from the change of nationality of the Taiwanese, as the Treaty of Shimonoseki was concluded in 1895 between Japan and the Qing dynasty which followed transfer of sovereignty over Taiwan from the Qing to Japan. These *Taiwan sekimin* could exercise consular jurisdiction in mainland China because of this change of nationality, despite sharing the same socio-cultural background with Chinese residing in Kwantung or Fujian regions. This legal privilege attracted some Chinese who intended to make use of this through obtaining Japanese citizenship by applying for a Japanese passport, official proof of nationality, by deceit.

Having Chinese immigrants dating back to the 10th century in the Dutch East Indies, the colonial government faced numerous of newcomers from mainland China around the end of the 19th century, and they were concerned about Chinese attempts to immigrate to the East Indies by falsely claiming Japanese nationality as Taiwanese. Social structure in the East Indies was legally based on race, so those who were regarded as Europeans exercised more legal rights whereas Natives and Foreign Orientals, under which category the latter Chinese were classified, had to endure less legal protection and their freedom of movement was strictly limited. Thus, it was highly advantageous for Chinese, especially merchants, to acquire Japanese nationality with the legal advantages of quasi-Europeans in the East Indies.

Since there was no other means to check Japanese nationality than by passport, the Dutch authorities tightened their identification check of the Taiwanese with Japanese passports on landing, which caused serious diplomatic concern on the part of the Japanese consul in Batavia. The nationality problem of *Taiwan sekimin* shows how arbitrarily official identity was given to persons by the state, and how a state was deceived by those who were given that status.

(YOSHIDA, Makoto, Associate Professor, The International College of Arts and Sciences,
Fukuoka Women's University)